

平成 27 年(ワ)第 255 号, 平成 28 年(ワ)第 11, 138, 253 号, 平成 29 年(ワ)第 18, 129 号

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」原状回復等請求事件【第 1～6 次訴訟】

原告 今野秀則ほか 668 名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

【第 10 回口頭弁論期日:2017.11.17 金 14:00～】

## 原告ら第 30 準備書面

～被告東京電力準備書面（9）に対する反論～

福島地方裁判所郡山支部民事訴訟合議係 御中

2017（平成 29）年 11 月 1 日

原告ら訴訟代理人

弁護士 高 橋 利 明 代

弁護士 小 野 寺 利 孝 代

弁護士 大 塚 正 之 代

弁護士 原 和 良 代

弁護士 岡 崎 慎 子 代

弁護士 白 井 劍

## 第1 はじめに

- 1 被告東京電力は、準備書面（9）2頁ないし3頁において、「財産的賠償が、精神的損害の賠償とは別個に行われることにより、本件事故により生じた経済的な損失等について別途補填されることなる」「原告らの本件訴訟における慰謝料請求については、財産的損害の賠償が別途行われるものであることも踏まえて検討される必要がある」などと主張している。
- 2 しかし、原告らの損害の内容、性質については、原告ら第7準備書面、原告ら第8準備書面で述べてきたとおりであり、原告の被った精神的損害は、財産的損害とは別個の損害であり、財産的損害の賠償が別途行われることによって埋め合わせられるものではなく、被告東京電力の主張は失当である。

以下、詳述する。

## 第2 財産的損害の賠償が原告らの精神的損害請求を妨げないこと

- 1 被告東京電力は、財産的損害の賠償を別途行ったことを強調し、そのことが原告の請求する精神的損害賠償に影響を及ぼし、その額を減じるかのように主張している。

しかし、そもそも、被害者に物損を負わせた場合は、被害者にその経済的損失を補填すべきは当然である。したがって、原告の被った財産的損害のうち、相当因果関係のある財産的損害の賠償をすることは、いわば当たり前のことであり、あえて強調して主張すべきことではない。交通事故の物損につき、賠償をしているから、精神的損害についても、それを踏まえて検討されるべきなどという議論は聞いたことがない。被告東京電力が基準としている中間指針においても、財産的損害と精神的損害は当然に区別されており、財産的損害の賠償が精神的損害に影響を及ぼすなどということは一切言及されていない。

2 次に、原告の主張する精神的損害が、財物（例えば建物、田畑等）を失ったことや、財物の経済的価値が低下したことによる精神的損害にとどまるのであれば、財物の経済的価値を補填することが、精神的損害に影響を及ぼす場合もある。

しかし、原告の主張する精神的損害は、そのような性質のものではない。

すなわち、原告は、居住していた家屋の、柱にカビが生え、畳が朽ちて穴が空き、野生動物の糞尿の臭いが充満したことで、その居住用建物としての経済的価値が低下したことについての精神的損害の請求をしているわけではない。

原告らは、原告ら第7準備書面および第8準備書面で主張している損害に対する賠償を請求している。原告らは、たとえば、先祖代々受け継がれてきた家屋で、親子3世代の大家族で泣いたり笑ったりしながら過ごした日々が突如として奪われたことに対する、精神的損害を主張しているのである。あるいは、住み慣れた家屋に、隣近所の友人が自然と集まってきて和気藹々とお茶をするなどの、津島固有の生活そのものを奪われたことに対する、精神的損害を主張しているのである。避難先にいる今も、心を置いてきた自分のふるさとを象徴する家屋で、今夜安らかな眠りにつけられないことに対する、精神的損害を主張しているのである。これは、財物である家屋の経済的価値を補填されることでは、けっして埋めあわせることのできない損害である。

したがって、被告東京電力が準備書面（9）で縷々述べている財産的損害の賠償は、原告らによる精神的損害の請求とは、まったく無関係である。被告東京電力が財産的損害の賠償を行ったことによって、原告らの主張する精神的損害の額が減ることも、精神的損害賠償請求を妨げられることもない。

以上